

Ⅲ 所得税制

改正のポイント

1

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（スイッチOTC薬控除）創設

（措法41の17の2、平28改所法等附1三へ、措令26の27の2、平成28年厚労省告示178、181）

従来の医療費控除とは選択制で、年間12,000円を超える一定の医薬品を購入した場合の医療費控除（所得控除）の特例が新設されました。この制度は、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）によるセルフメディケーション推進の趣旨から設けられる制度です。

◆ 特定一般用医薬品等購入費控除（医療費控除の特例）の概要

適用期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間
対象者	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う居住者 （※1）「一定の取組」……医師の関与がある次の検診等又は予防接種 ①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診
対象支出	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費
控除額	$\left(\begin{array}{l} \text{その年中に} \\ \text{支払った額} \end{array} - \text{保険金等の額} \left(\text{※2} \right) \right) - 12,000 \text{円} \quad (88,000 \text{円が限度})$ （※2）保険金等の額……保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額

- （注1）スイッチOTC（Over the Counter）医薬品……医療用から転用（スイッチ）された一定の一般用医薬品等で医師の処方箋がなくても購入できるものです。OTCは、カウンター越しの対面販売という意味です。
- （注2）セルフメディケーション……世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。
- （注3）本特例の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

参考 医療費控除 (所法73)

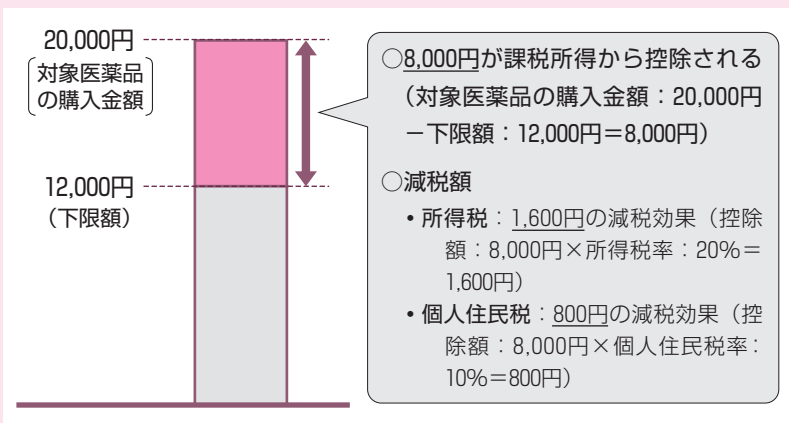
適用期間	制限なし
対象者	居住者
対象支出	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費
控除額	(その年中に支払った額 - ①) - ② ① 保険金などで補てんされる金額 ② 10万円 (総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等 × 5%)

■ 対象となる医薬品 (医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品) について

- スイッチOTC医薬品の成分数：82 (平成27年12月1日時点)
 - ▶ 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
 - (注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

■ 本特例措置を利用する時のイメージ

- ◎ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合 (生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



「平成28年度税制改正の参考資料 (厚生労働省関係)」(厚生労働省HP) を基に作成

医薬品の分類と販売制度

事項 分類	内 容	販売できる業種	販 売 者	販売方法	スイッチOTCの品例※ 4
医療用医薬品	人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがある医薬品	薬局のみ	薬剤師のみ	対面販売のみ	—
要指導医薬品	ダイレクトOTC、スイッチ直後品目※ 1、毒薬、劇薬	薬局、店舗販売業			・コンタック鼻炎Z(鼻炎薬) ・エパデールT(中性脂肪異常改善薬) ・ルミフェン(解熱鎮痛剤)
一般用医薬品	第1類医薬品 特にリスクが高い医薬品	薬局、店舗販売業、配置販売業※ 2	薬剤師・登録販売者※ 3	インターネット販売可	・ガスター10(胃腸薬) ・アレグラFX(鼻炎薬) ・ロキソニンS(解熱鎮痛剤)
	第2類医薬品 リスクが比較的高い医薬品				・ダマリンL(水虫薬) ・ストナ去たんカプセル(鎮咳去たん薬) ・アレジオン10(鼻炎薬) ・フェイタスZ(外用鎮痛・消炎薬)
	第3類医薬品 リスクが比較的低い医薬品				・ローカスタEX(血清高コレステロール改善薬) ・DHCフクイゲン(血清高コレステロール改善薬)

※ 1 「ダイレクトOTC」とは、国内で医療用医薬品としての使用実績がない成分を含む医薬品のことをいう。「スイッチ直後品目」とは、医療用から移行（スイッチ）して間がなくリスクが確定していない薬で、要指導医薬品としての指定から原則3年後に第1類医薬品となるものをいう。なお、第1類となってから1年経過後に、第1類から第3類までのいずれに分類するかが検討・決定される。

※ 2 「配置販売業」とは、家庭等を訪問し配置の方法により販売等する医薬品の販売業をいう。

※ 3 「登録販売者」とは、都道府県で開催される試験に合格して都道府県知事の登録を受けた者をいう。

※ 4 「スイッチOTC」とは、医療用から移行（スイッチ）した成分が用いられる要指導医薬品及び一般用医薬品をいう。

「平成28年度税制改正等について」（内閣府・政府税制調査会HP）を基に作成

2 その他の所得税制関連の改正

1 通勤手当の非課税限度額引上げ

(所得税法施行令20の2)

役員や使用人に支給する通勤手当は、一定の限度額まで非課税です。この非課税限度額が、新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤など、近年における通勤の実態等を踏まえ、引き上げられました。

通勤手当の非課税限度額が**月額15万円**（改正前：10万円）に引き上げられました。

**適用
期日**

上記の改正は、平成28年1月1日以後に支給される通勤手当について適用されます。なお、平成28年3月31日までに支給した通勤手当のうち改正前の非課税限度額を超える部分に係る源泉徴収税額については、年末調整で精算します。
(平28改所令附2)

2 設備投資等に関する所得税制の改正

①	建物付属設備及び構築物等の償却方法の見直し (所令120の2①、125二、平28改所令附8)	法人税制と同様 (P4 参照)
②	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長 (措法28の2)	法人税制と同様 (P5 参照)
③	環境関連投資促進税制の見直しと延長 (措法10の2、平28改所法等附59)	法人税制と同様 (P5 参照)
④	中小企業者等が生産性向上設備を取得した場合の固定資産税の課税標準 2 分の 1 軽減措置創設 (地方税法附則15④)	法人税制と同様 (P6 参照)
⑤	生産性向上設備投資促進税制の終了 (旧措法10の5の4、平28改所法等附62)	法人税制と同様 (P7 参照)
⑥	雇用促進税制の縮減・延長と特則措置の拡充（平成29年分から） (措法10の5、10の5の3、平28改所法等附60、61)	法人税制と同様 (P11 参照)
⑦	企業年金等の掛金等の必要経費算入の対象範囲の拡充 (所令64)	法人税制と同様 (P19 参照)

3 「債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例」期間延長等

(措法40の3の2)

今までも中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、再生企業の保証人となっている経営者が「債務処理計画」(注)に基づき、その再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、譲渡益を非課税とする特例が措置されていました。

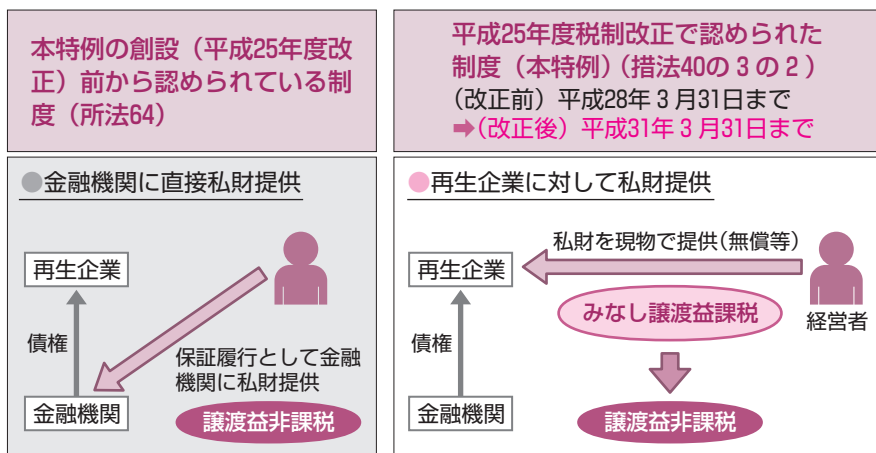
中小事業者の再生を引き続き支援する必要があることから、この特例の適用期限が、平成31年3月31日まで**3年延長**されました。ただし、適用要件に、贈与を受ける内国法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の施行の日（平成21年12月4日）から平成28年3月31日までの間に条件の変更を受けていること、が加えられました。

（注）一般に公表された債務処理を行うための手続に関する（中小企業再生支援協議会等の）準則に基づき策定された計画

**適用
期日**

上記の改正は、平成28年4月1日以後の贈与について適用されます。

（平28改所法等附74）



「平成28年度税制改正について」（金融庁HP）を基に作成

4 国外転出時課税制度・贈与等時課税制度に関する措置

昨年度に導入された国外転出時課税制度ですが、改正前は、例えば相続によって非居住者に資産が移転する際に遺産分割協議が整わないまま法定相続分で譲渡所得課税がされ、後に法定相続分と異なる内容で分割協議が成立したときは、その非居住者には修正申告や更正の請求ができない等の不都合が生じます。今年度の税制改正では、このような点に関する見直し等が行われました。

① **国外転出時課税制度等の見直し**（所得税法151の6、153の5、137の2、137の3、所得税法施行令273の2）

国外転出時課税制度（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）及び贈

与等時課税制度（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）について、次の措置が講じられました。

<p>①</p>	<p>相続の開始の日の属する年分の所得税について贈与等時課税制度の適用を受けた居住者につき次に掲げる事由が生じたことにより、非居住者に移転した有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約（以下「対象資産」といいます。）が当初申告と異なることとなった場合には、その居住者の相続人は、その事由が生じた日から4月以内に、その相続の開始の日の属する年分の所得税について、税額が増加する場合等には修正申告書を提出しなければならないこととされる一方で、税額が減少する場合等には更正の請求ができることとされました。</p> <p>イ 未分割財産について民法の規定による相続分の割合に従って対象資産の移転があったものとして、贈与等時課税制度の適用があった後に、遺産分割が行われたこと。</p> <p>ロ 強制認知の判決の確定等により相続人に異動が生じたこと。</p> <p>ハ 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。</p> <p>ニ 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。</p> <p>ホ 相続等により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。</p> <p>ヘ 条件付きの遺贈について、条件が成就したこと。</p>
<p>②</p>	<p>国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用がある場合の納税猶予に係る期限の満了に伴う納期限が、国外転出の日又は贈与の日若しくは相続の開始の日から5年4月を経過する日（改正前：5年を経過する日）とされました。</p>

**適用
期日**

上記①の改正は、平成28年1月1日以後に上記①イからへまでの事由が生じた場合について適用されます。
（平28改所法等附15）

上記②の改正は、平成28年1月1日以後に納税猶予に係る期限の満了日が到来する場合について適用されます。
（平28改所法等附10、11）

② 対象となる有価証券等の範囲の見直し （所得税法60の2、60の3、平28改所法等附7、8）

平成28年1月1日以後、対象となる有価証券等の範囲の見直しのほか、一定の措置が講じられました。

③ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の範囲の拡充

（措法37の12の2②、平28改所法等附57）

平成28年1月1日以後、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出時課税制度又は贈与等時課税制度の適用により行われたものとみなされた譲渡が加えられました。